

日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）骨子案

背景

○ 国際化の進展等に伴い、平成24年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は、約7万2千人。また、平成22年5月現在、これらの公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、約2万9千人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の数は約5千5百人。

→ **日本語指導が必要な児童生徒が多くなっており、近年は、外国人集住都市のみならず全国に散在。**

○ しかし、現行制度の下では、日本語指導は教育課程に位置付けられておらず、各教科等の中で行われているもの、他校や学校外施設等における課外活動として行われているものなど、**地域や学校、児童生徒の実態等により、指導内容・体制は多様。**

→ **指導計画の作成や児童生徒に対する学習評価の実施が求められておらず、必ずしも児童生徒一人一人の実態に応じた指導体制が十分に整備されていない。また、放課後等に課外授業を受ける児童生徒の負担も大きい。**

全国で一定の質が担保された日本語指導を受けることができるよう、
「特別の教育課程」の編成・実施を認めることが必要。

「特別の教育課程」による日本語指導(案)

(Ⅰ)指導の内容

児童生徒が学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できる能力の向上を目的とする指導。

※ 学校生活を送るために必要な日本語の能力の向上に資する指導も含まれる。

(Ⅱ)指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否は校長が判断。

(Ⅲ)指導者

①日本語指導担当教員(主たる指導者)：免許状を有する教員(常勤・非常勤講師を含む)

②日本語指導補助者：日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子どもの母語がわかる支援者

※ ②日本語指導補助者は必置ではない。

(Ⅳ)授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

※1 授業時数の1単位時間は学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の1単位時間(45分又は50分)に準じるものとする。

※2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

(Ⅴ)指導の形態及び場所

- ・ 児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」
- ・ 他校における指導

※1 「取り出し指導」：児童生徒の在籍学級以外の教室で指導を行うもの。

※2 ただし、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下、例外的に、学校外施設における指導も認めることとする。

(Ⅵ)指導計画の作成及び学習評価の実施

期待される効果

- ・ 児童生徒一人一人の実態を踏まえたきめ細かな日本語指導の実現
- ・ 指導を受けた児童生徒の各教科その他の教育活動に日本語で参加できる能力の向上
- ・ 地域や学校において日本語指導に携わる関係者の意識の啓発及び指導力の向上

☆学校教育の一環として行う日本語指導の全国的な質の担保

☆日本語指導が必要な児童生徒が学校において主体的に学び、希望する進路を選択できる機会の保障